

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3149037号
(U3149037)

(45) 発行日 平成21年3月12日(2009.3.12)

(24) 登録日 平成21年2月18日(2009.2.18)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 G 9/10 (2006.01) A 4 7 G 9/10 V

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 実願2008-8294 (U2008-8294)
(22) 出願日 平成20年11月26日(2008.11.26)(73) 実用新案権者 501028747
株式会社東光社
東京都北区東田端1丁目2番12号
(74) 代理人 100119219
弁理士 稲葉 慶和
(72) 考案者 トウ 華偉
東京都港区芝浦4-21-1-4608
(72) 考案者 海老原 和行
東京都北区東田端1-10-8

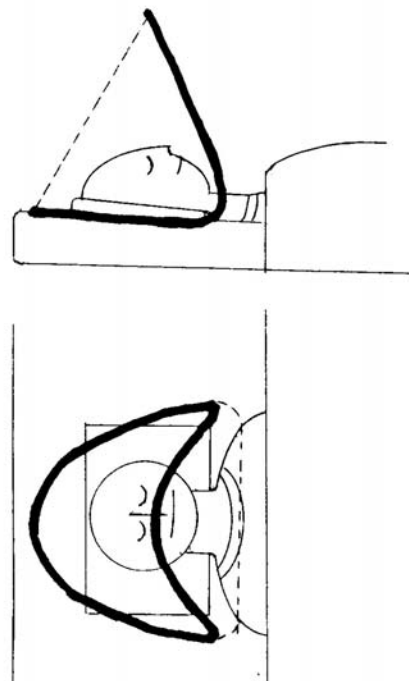
(54) 【考案の名称】 花粉症患者用寝具

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】花粉症患者が就寝中に花粉等を吸引することを防止できる花粉症患者用寝具を提供する。

【解決手段】利用者の頭部および枕に被せることができる大きさの、箱型ないしドーム型の骨部材と、それを覆う布部材とを有する。布部材は、利用者が睡眠中、頭的全周囲でふとん、マット又は床と接触し、夜間床近くに沈殿するアレルギー物質から利用者を保護する。非使用時は、分解、折り畳みして収納し、持ち運ぶことも可能である。

【選択図】 図3



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

利用者の頭部および枕に被せることができる大きさの、ほぼ箱型ないしはドーム型を形成する骨部材と、

該骨部材によって形成される箱ないしはドーム型の空間を覆う布部材とを有し、

前記布部材は、使用時、利用者の頭の全周囲でふとん、マット又は床と接触し得る長さを有し、

前記布部材および骨部材は、非使用時、分解及び/または折り畳み可能な構造を有することを特徴とする花粉症患者用寝具。

【請求項 2】

前記骨部材及び/または布部材の一部は、使用時、枕と敷き布団との間に位置して、前記箱ないしはドーム型の部材を支えるのに有効である請求項 1 の花粉症患者用寝具

【請求項 3】

前記骨部材は、弾力性のある金属の輪状であり、非使用時、折り畳むことができる請求項 1 ~ 2 の花粉症患者用寝具

10

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この考案は、花粉症患者が花粉等（植物花粉、家ダニやその死骸、ほこりなど空中を浮遊するアレルギー物質）を吸引することを防止する器具に関し、特に、就寝中の花粉症患者が花粉等による影響を受けることを効果的に防止できる花粉症患者用寝具に関する。

20

【背景技術】**【0002】**

花粉症の患者を苦しめる花粉等アレルギーの原因物質の多くは、夜間、床近くに沈殿する。アレルギー物質が飛ぶ部屋で就寝することは、患者にとって非常に苦痛である。部屋の中で空気清浄機を作動させておいたり、昼間と同様に、マスクをつけ、あるいは目をアイマスクで覆って就寝する等の防衛処置を講じても、花粉症の患者が花粉等の飛ぶ部屋で就寝すれば、鼻詰まり、呼吸困難、喉の腫れ等によって寝不足となり、薬の多用に対して、更なる防衛処置を講じざるを得ない。しかし、薬の多用は、副作用に対する不安があり、特に妊娠中の女性などにとっては、不安である。また、このように、就寝中に花粉等を原因とする花粉症の諸症状に悩まされていると、翌日の日中に生じる、クシャミ、目の耐えられない痒み等の花粉症の諸症状は一層厳しいものとなって花粉症患者を苦しめるのである。

30

【0003】

従来、睡眠中も、マスクで口と鼻を被って花粉を防止していた。しかし、花粉等は、口鼻だけでなく、目や耳にも影響することがわかった。

【0004】

そこで、睡眠中、口、鼻のマスクに加え、アイマスクまで併用することがあった。しかしその場合、マスクをかけたままでは、耳にかけるひものため、耳に負担がかかり、長時間かけ続けていると痛みが生じる。マスクは直接に肌を圧迫するので、息苦しく、拘束感が強く、不快であり、湿疹が出ることもある。呼吸の湿気や唾液によってマスクが湿るので、呼吸が困難となり、睡眠中に突然苦しくなったとしても、適切な行動をとれず、危険である。口鼻を被うマスクは、洗濯して使えないことはないが、何度も洗濯すると清潔感を損なって、患者本人も、また他人から見ても、肌に着用することが適当でないものになる。かといって使い捨ては無駄であるし、頻繁に次のマスクを購入して準備することは面倒である。

40

【0005】

以上のことから、頭部全体を大きめの空間で余裕をもって覆い、口、鼻だけでなく、目や耳も花粉等から保護することが考えられた。

50

【特許文献1】特開2004-65640

【特許文献2】特開平8-24538

【特許文献3】特開2001-204610

【0006】

特許文献1は、蚊帳として、天井から吊るもので、有効ではあるが、構造が大きすぎ、設定が面倒である。また、旅行先や宿泊先ホテルで、任意に設定することができない。

【0007】

特許文献2は、空気清浄機であり、有効ではあるが、騒音あるいは、空気が肌にあたることで睡眠を妨げることもあり、できれば直接的には使いたくない。また、空気清浄機と単に一体にすると、旅行などへの持ち運びに適さない。

10

【0008】

特許文献3のキュービクルは、名の通り道具というより「小部屋」である。小さいとしても、堅いものが身体にあたると睡眠を妨げ安く、旅行などの持ち運びに適さない。

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0009】

前記のように、日中の花粉症への対策に関しては、優れた高機能のマスク、眼鏡等が提案されているが、就寝時における花粉症への対策は、日中でも使用するマスクをそのまま使ったり、空気清浄機を併用する程度しかなかった。

20

【0010】

そこで、考案者らは、就寝中の花粉症患者を、花粉等のアレルギー物質による影響、被害から効果的に防衛することのできる花粉症患者用寝具として、簡単に製造でき、かつ、低コストで提供できるものであって、就寝中の花粉症患者と床近くの空間に沈殿する花粉等との接触を効果的に遮断でき、精神的安定、騒音の遮断などにも役立ち、花粉症患者の安らかな睡眠に資することのできる花粉症患者用寝具を提供することを目的として、以下のように考案した。

【課題を解決するための手段】

【0011】

本考案は、利用者の頭部および枕に被せることができる大きさの、ほぼ箱型ないしはドーム型の骨部材と、該骨部材を外部から覆う布部材とを有するものである。前記布部材は、使用時、利用者の頭の全周囲でふとん、マット又は床と接触し、前記布部材および骨部材は、非使用時、分解および/または折り畳み可能であることを特徴とする花粉症患者用寝具であることが、必須である。

30

【0012】

本考案の寝具は、いわゆるマスクのように顔を直接拘束する構造ではないので、利用者の負担が少ない。

【0013】

本考案の寝具は、折り畳むことができる構造とすることによって、旅行などにも持ち運びできる構造とすることができる。

40

【考案の効果】

【0014】

以上説明した本考案の寝具によれば、就寝中の花粉症患者を、花粉等による影響、被害から効果的に防衛することができるメリットがある。

【0015】

本考案の寝具は、利用者（花粉症患者）が頭部近くに設置するだけのものであるので、極めて、簡単に製造し、利用することができる。また、構造が簡単であるので、低コストで提供することができる。

【0016】

この考案によれば、就寝中の花粉症患者と花粉等との接触を効果的に遮断できるだけで

50

なく、精神的安定、騒音の遮断などにも役立ち、花粉症患者の安らかな睡眠に資することができる花粉症患者用蚊帳を提供することができる。

【0017】

本考案の寝具は、利用者が睡眠中、耳にひもをかける口鼻のマスクやアイマスクのように耳に負担をかけて痛めることがなく、不快感もなく、呼吸をらくに、正常に保つことができる。布部材の生地としては、花粉や空中のほこりや汚れを通さないものを、広く用いることができ、使い捨てでなく、布地を洗って再度使うことができる。たたんで収納し、旅行などに携帯することもできる。

【考案を実施するための最良の形態】

10

【0018】

本考案は、利用者の頭部および枕に被せることができる大きさの、ほぼ箱型ないしはドーム型を形成する骨部材と、該骨部材によって形成される箱ないしはドーム型の空間を覆う布部材とを有し、前記布部材は、使用時、利用者の頭の全周囲でふとん、マット又は床と接触し得る長さを有し、前記布部材および骨部材は、非使用時、分解及び/または折り畳み可能な構造を有することを特徴とする花粉症患者用寝具、に関わる。

【実施例1】

【0019】

図1は、請求の範囲に記載の要件を備える、シンプルで好適な実施例1である。弾力性のある金属の輪を断面略“く”の字に曲げてオープン・カーの幌を小さくした形状に似せてドームを形成し、これを骨部材とする。図1では(他の図も)骨部材を太い線で表示した。骨部材によって形成される空間の周囲全面に布部材を幌のように張る。布部材の材質は、たとえば、不織布またはそれと複数枚のガーゼとを重ねている。これによって、球の約4分の1を切り取ったような形状に囲われたドームが形成される。主として球面の内側部分と前面の平面部分が、利用者の頭部を囲むことになる。前の平面は布部材を扉のように垂らして、利用者が利用開始時、頭を入れる。そのあとは布部材の端は利用者の胸および布団の上に接触して垂れるので、アレルギー物質の侵入は防げる。ドームの下面にあたる部分にも布を張る。図1では隠れて見えないが、この下面部分には、布部材とともに、平ゴムのバンドも設けてある。バンドは、畳んだとき全体をまとめるものである(段落0021、図2c)。これらが枕の下になって、ドームを安定させる。骨部材の一部は、利用者の顔、喉や上半身の一部に接触することがあるので、利用者が寝返りをうってもショックや抵抗感がないよう、骨部材に布などでカバーをすることが望ましい。

20

30

【0020】

この寝具を利用者の頭部にセットした状態の側面と上面を図3に示す。布部材のために利用者にとって視界が悪くなるが、照明を消した状態では、拘束感はさほど気にならなくなる。アイマスクのように耳にかける場合と比べて、むしろ楽である。就寝に入った直後は、空中のアレルギー物質は、通常、床近くにまだ沈殿してはいない。そのころにこの寝具をセットすれば、その後人間の立ち居等がおさまり、空気が静まってアレルギー物質が床近くに沈殿するころには、本考案の寝具が役に立ち、アレルギー物質が利用者の顔の近くに侵入してこない。こうして、利用者は、静かに睡眠に入ることができる。

40

【0021】

この実施例は、不使用時には、幌をたたむように折り畳む。この寝具を畳む経過の概略および畳んだ様子を、図2a~c、図3に示す。図2のaから、まず骨部材本体を状に捻る。図2bのように、捻ってできた輪を畳む。さらに、図2cのように、付属のバンドでまとめる。

【0022】

畳んだあとは、手提げ袋等に収納したり、かばんなどに入れて持ち運ぶことができる。また、マスクと違って、布部材は洗濯できるので、不潔感がなく、また、取り替え用の布部材を頻りに準備する手間がない。

【実施例2】

50

【0023】

布部材の一部を透明なビニールあるいは透明プラスチック板とすることができる。利用者は、睡眠前、テレビを見ることができるし、睡眠に入って、家族などが、利用者の寝姿があまりに静かであるとむしろ心配になることがあるが、その場合、寝具の外から、利用者の表情をうかがうことができる。また、他人が利用者に起床を促すときにも、いきなり寝具を剥がすよりも、先にまず声をかけやすい構造である。

【産業上の利用可能性】

【0024】

本考案の寝具は、手軽に持ち運びできるよう設計したが、自宅や病院でこの寝具を固定して使用することは容易に考えられる。その場合、空気清浄機を併用することができれば、より快適に睡眠時間をすごすことができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】は本考案の実施例1の外観図

【図2a】は本考案の実施例1を折り畳む動作の説明図

【図2b】は本考案の実施例1を折り畳んだ動作の図

【図2c】は本考案の実施例1を折り畳み終わった図

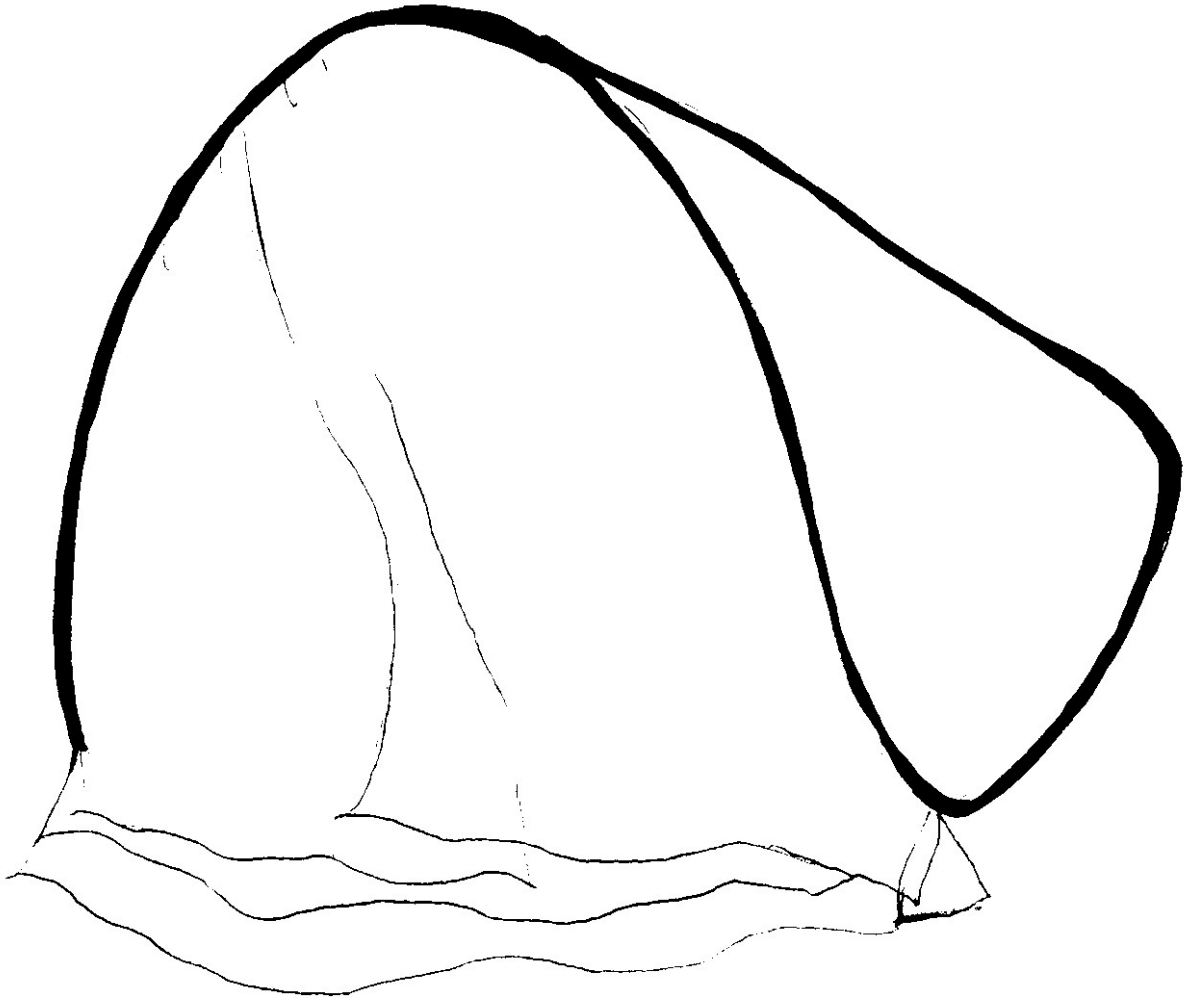
【図3】は本考案の実施例1の利用状態を横および上から見た図

【図4】は本考案の実施例1を折り畳んだ場合の骨部材の状態

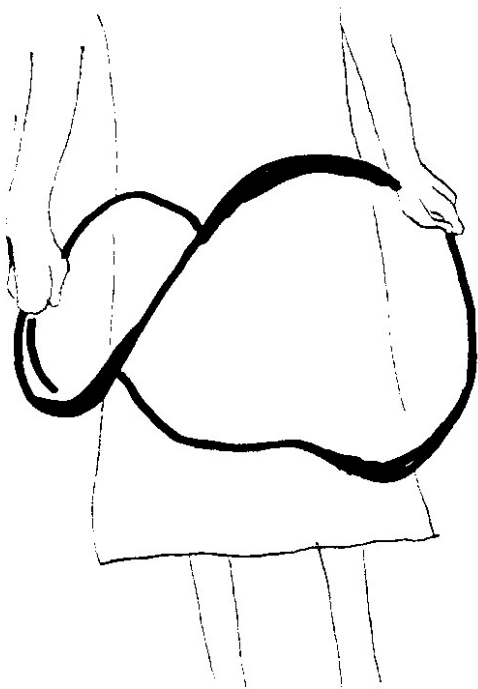
【図5】は本考案の実施例1を折り畳んでバンドで留めた上面および側面の略図

20

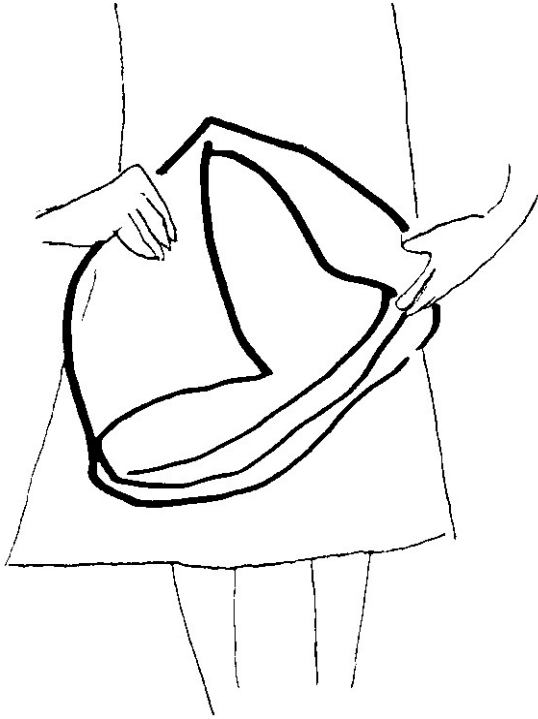
【 図 1 】



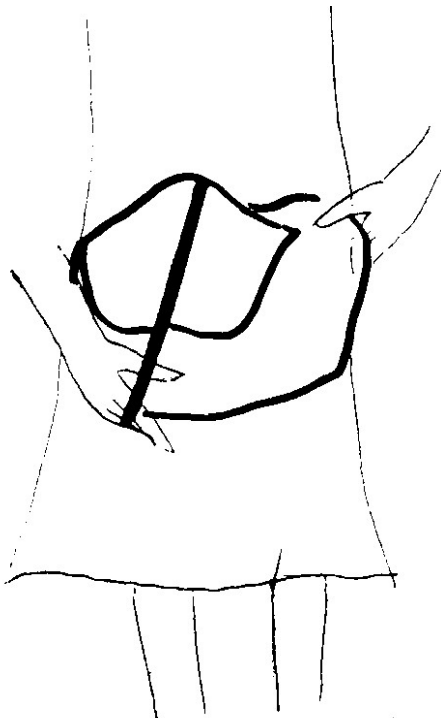
【 図 2 a 】



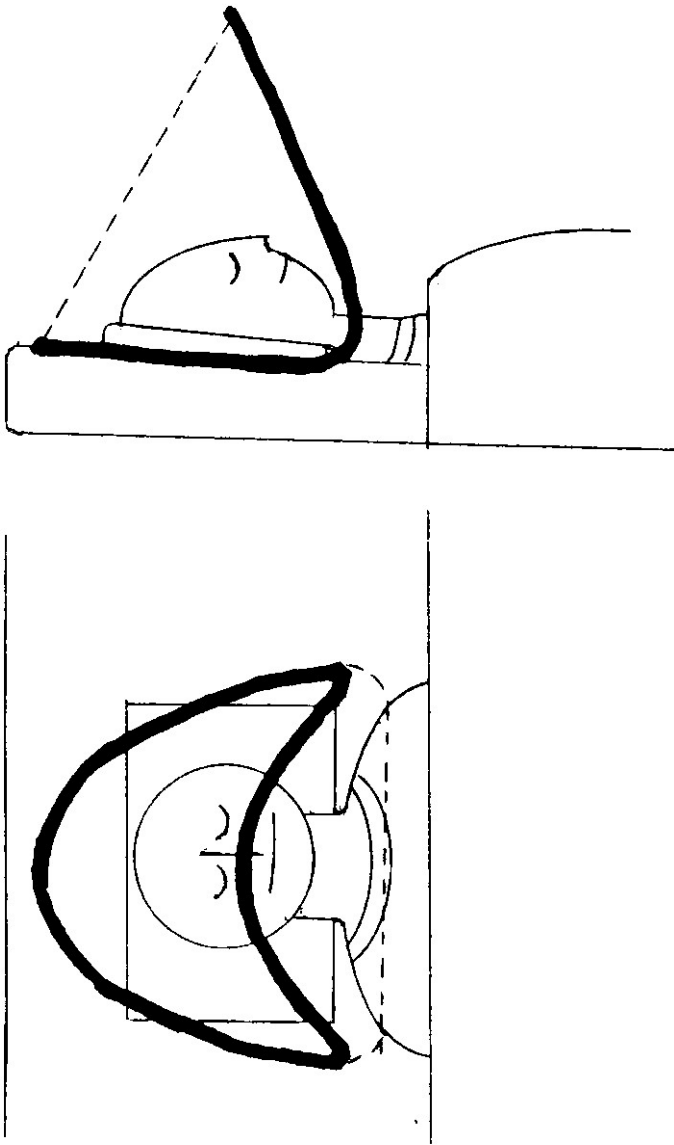
【図 2 b】



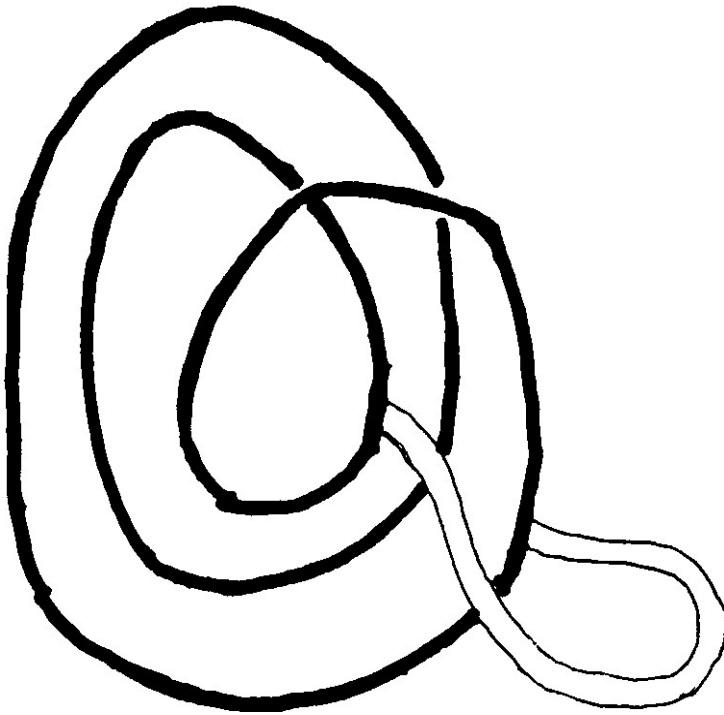
【図 2 c】



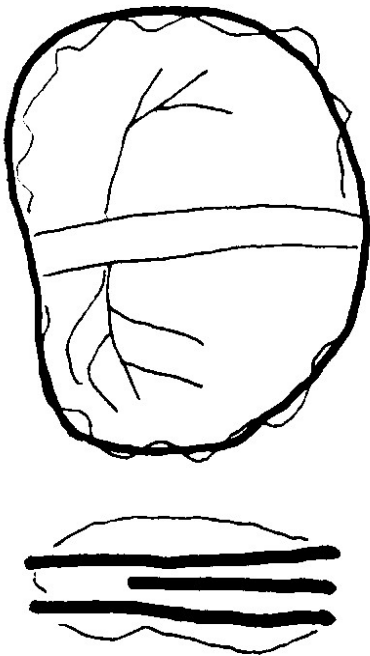
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 手続補正書 】

【 提出日 】 平成21年1月7日 (2009.1.7)

【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】 実用新案登録請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

利用者の頭部および枕に被せることができる大きさの、ほぼ箱型ないしはドーム型を形成する骨部材と、

該骨部材によって形成される箱ないしはドーム型の空間を覆う布部材とを有し、

前記布部材は、使用時、利用者の頭の全周囲でふとん、マット又は床と接触し得る長さを有し、

前記布部材および骨部材は、非使用時、分解及び/または折り畳み可能な構造を有することを特徴とする花粉症患者用寝具。

【請求項 2】

前記骨部材及び/または布部材の一部は、使用時、枕と敷き布団との間に位置して、前記箱ないしはドーム型の部材を支えるのに有効である請求項 1 の花粉症患者用寝具

【請求項 3】

前記骨部材は、弾力性のある金属の輪状であり、非使用時、折り畳むことができる請求項 1 または 2 記載の花粉症患者用寝具